

広島県告示第六百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十二年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
ファーマシィふれあい薬局	ふれあい薬局	尾道市栗原町八五一七番地 一	平成二十二年六月一日
ファーマシィあすなる薬局	あすなる薬局	尾道市御調町市一〇六番地	平成二十二年六月一日
ファーマシィ三次センター薬局	三次センター薬局	三次市東酒屋町五八六番地 五	平成二十二年六月一日